

六甲山地区 地域おたすけガイド



- 1、 災害発生時の自助の大切さ
- 2、 活動基準
- 3、 活動拠点(地域福祉C)集合のイメージ
- 4、 基本情報
- 5、 防災資機材リスト
- 6、 地域マップ

参考資料：市街地版おたすけガイド

- 1、 地震
- 2、 風水害
- 3、 共通事項
- 4、 各種行動の事前指示書



平成 31 年 2 月作成

六甲山ふれあいのまちづくり協議会

1、災害発生時の自助の大切さ

地震は突然起こる災害です。事前に「もしも」を想定して準備をし、どう行動するかを考えておいてください。そして自らの安全を確保して、無理せず行動をしてください。

地震

1) 地震発生直後の安全の確保 (自助)

- 火を使用している場合は、可能な限り火やガスの元を閉める。
- 地震の揺れを感じたら、まず、丈夫なテーブルの下や布団をかぶるなど、身の安全を確保する
- 家族の安全の確認をする
- ラジオ・テレビなどで情報の確認
- 戸や窓を開ける



2) 揺れがおさまって (自宅周辺)

- ガス・電気・水回りの確認
- 自宅の被害状況の確認
- 自宅周辺の確認 (ご近所の安否確認)
- 親戚・知人の安否確認
- 避難経路の確認
- ご近所での協力で被害を防ぐ
- 必要に応じて避難開始
- 光・熱源となるものを用意する
- 食料の確認
- お風呂に水をためる

3) 情報交換・発信等

- ご近所の被害状況確認・情報交換
- 必要に応じて区役所へ支援要請
- 東部・北建設事務所へ道路確認 (道路の封鎖状況)
- ケーブル運行確認
- 日中、生徒がいる学校では保護者へ連絡 (引き渡し)

風水害

地震と異なり、台風や前線の接近に伴う大雨の発生は、事前にある程度予測がつくことが多いです。

付近の交通路が土砂等により寸断されることも考慮しながら災害に備えてください。

4) 安全の確保

- インターネット・テレビ等で台風・大雨の情報を収集する
- 前日・半日前には家の周りの危険要因をチェックする
(飛散しそうな物品を固定するまたは自宅に入れる)
- 家庭内での備蓄の確保・点検
- 不要不急の外出を控え、可能な限り近所で在宅情報を共有し、連絡がとれる体制を作る
- 避難所等への屋外避難の必要がある場合は速やかに行動に移すとともに、屋内避難の場合は安全な場所を確保する





事前に準備しておくとも便利



貴重品		便利品	
現金(小銭)		マスク	
車や家の予備鍵		ビニール袋	
予備の眼鏡・コンタクトレンズ等		アルミ製保温シート	
銀行口座番号・生命保険契約番号等		毛布	
健康保険証		スリッパ	
身分証明書(運転免許証、パスポートなど)		軍手か皮手袋	
印鑑		マッチかライター	
母子健康手帳		給水袋	
情報収集用品		雨具(レインコート)	
携帯電話(充電器を含む)		レジャーシート	
携帯ラジオ(予備電池含む)		簡易トイレ	
緊急時の家族、親戚等の連絡先		救急セット	
広域避難地図(ポケット地図等)		常備薬・持病薬	
筆記用具		タオル	
食料等		トイレットペーパー	
非常食		着替え(下着を含む)	
飲料水		ウエットティッシュ	
便利品		その他	
防災頭巾かヘルメット		紙おむつ(幼児用・高齢者用)	
懐中電灯(予備電池を含む)		生理用品	
笛やブザー		粉ミルク・哺乳瓶(赤ちゃんに必要)	
万能ナイフ			
使い捨てカイロ			

六甲山ふれあいのまちづくり協議会として共助

2、活動基準

- 地域おたすけガイドは、地域の皆さんが災害時（特に初動時）に活動する際に、活用するものです。
- 災害時は、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し無理をせず、自分たちのできる範囲で行動を行うことが大前提です。
- 六甲山ふれあいのまちづくり協議会の役員だけではなく、災害時集まった人たちみんなが地域の安全を守れるよう、自分たちのできる範囲で防災活動を行いましょう。

3、活動拠点（地域福祉C）集合のイメージ

災害発生！



まずは自身（家族）の安全の確保（自宅の安全の確認）

他の住人は大丈夫か？（→情報がない）

地域福祉Cに集まって、まずは情報を集めよう（持ち寄ろう）
→どういう活動ができるかは、そのときに相談して決める

4、基本情報

ふれまち運営本部	六甲山地域福祉センター	
一時集合場所	六甲山小学校	YMCA
	記念碑台	消防団詰所
	ケーブル山上駅	丁字が辻広場
	天狗岩ヴィラ	六甲山カンツリーハウス (入場口)
防災資器材庫	六甲山地域福祉センター	六甲山カンツリーハウス
	天狗岩ヴィラ	
緊急避難場所(屋内)	六甲山小学校	
防災行政無線 保有者	六甲山地域福祉センター	YMCA

5、防災資機材リスト

		地域福祉センター	六甲山カンツリーハウス	天狗岩ヴィラ	合計
1	訓練用消火器	8		2	10本
2	布バケツ	40	30	30	100個
3	スコップ	22	36	36	94本
4	ハール	37	34	30	101本
5	折りたたみのこぎり	22	31	36	89本
6	簡易ジャッキ	4	3	3	10個
7	ヘルメット	32	10	8	50個
8	トランジスタメガホン	1			1個
9	ワイヤレスマイク	1			1本
10	収納庫(大)	1	1		2器
11	収納庫(小)			1	1器

2019年 六甲山ふれあいのまちづくり協議会 防災マップ

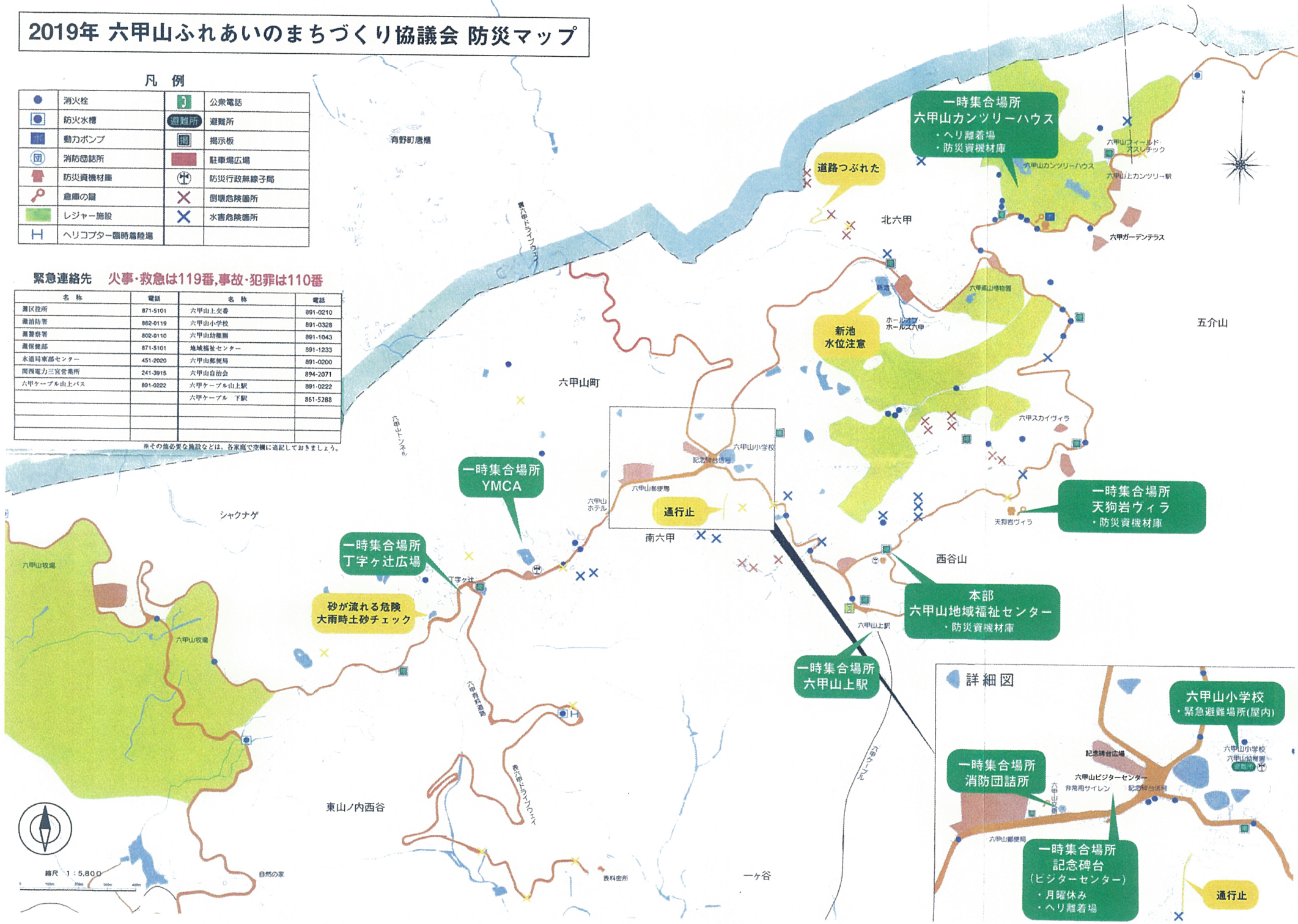
凡例

●	消火栓	☎	公衆電話
■	防火水槽	🏠	避難所
⚙️	動力ポンプ	📄	掲示板
📞	消防団詰所	🚗	駐車場広場
🏠	防災資機材庫	📶	防災行政無線子局
🔑	倉庫の鍵	⚡	倒壊危険箇所
🌿	レジャー施設	⚡	水害危険箇所
H	ヘリコプター臨時着陸場		

緊急連絡先 火事・救急は119番, 事故・犯罪は110番

名称	電話	名称	電話
消防団	871-5101	六甲山上交番	891-0210
消防防署	862-0119	六甲山小学校	891-0328
消防署	802-0110	六甲山幼稚園	891-1043
消防団	871-5101	地域福祉センター	891-1233
水道局東部センター	451-2020	六甲山郵便局	891-0200
関西電力三宮営業所	241-3915	六甲山自治会	894-2071
六甲ケーブル山上バス	891-0222	六甲ケーブル山上駅	891-0222
		六甲ケーブル 下駅	861-5288

※その他必要な施設などは、各家庭で完備に道記しておきましょう。



【参考】

次項からは、市街地の防災福祉コミュニティが「地域おたすけガイド」を作成するときの共通事項を掲載しています。

運営本部の立ち上げ等、六甲山町での動きと合致しないところもありますが、ある程度の人数が地域福祉センターに集まり、系統的に活動することができるようになったときには、各項目を参考にしてもらいたいでしょう。



1、地震 【災害発生直後】

その行動が完了したら
□に✓をつける。

ふれあいまちづくり協議会としての活動

(1) ふれまち運営本部の立ち上げ

- ふれまち運営本部に役員がそろわないことが予想されるが、集まったメンバーで本部を立ち上げる
- 本部に駆けつけた役員の中から統括防災リーダーを決定する
- 情報班は地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて各ブロックに活動内容の具体的指示（情報収集・伝達安否確認、被災者の救出救護等）を出す
- 各ブロックの活動班の人員が不足している場合は、本部から人員を派遣する

※必要に応じて、バイクや自転車を使用する

(2) ブロック毎の災害対応

- 防災活動が可能な場合は、ブロック本部に集まり、下記の必要な班を構成し防災活動を行う
- 災害現場で、資機材の数が足りない、人員が足りない場合には近隣の住民に協力をお願いする

(3) 情報収集・伝達

- ふれまち本部又はブロック本部に参集する道中で情報を集める
- ラジオ、テレビ、防災行政無線等で地震情報等の収集を行う
- 防災行政無線等により収集した地震情報等は、伝令等によりブロック長に伝達する
- ブロック長は伝令等により、各地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を指示する

※地震時は有線電話、携帯電話は使用できないと考えた方がよいです

(4) 安否確認

- (災害時要援護者台帳を事前に用意していない場合は)民生・児童委員等と協力して、災害時要援護者の安否確認を行う

(5) 消火活動

- ブロック単位で耐震性貯水槽の小型動力ポンプやあらゆる消火器具を活用して初期消火を行う
- 出火場所を確認する
- 消火活動人員の割り振りをする

※火災の規模によっては消火器やバケツリレーでの消火も重要です

(6) 救出・救護活動

- 二次災害に注意しながら、ブロック単位で防災資機材を使用し、負傷者を救出する(手袋・バール・スコップ等)
- 救出活動人員の割り振りをする
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する
- 倒壊家屋等では、近所の住民から安否情報を集める

(7) 災害時要援護者の避難支援

- 自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する必要がある災害時要援護者の避難支援を行う
- 支援者の割り振りをする

(8) 区役所や消防署への連絡

- 被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する
- 避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える

(9) 緊急避難場所・避難所の開設

- 学校関係者や区役所職員と協力して緊急避難場所・避難所を開設する
- 避難者名簿を作成する



2-1 風水害 【災害発生前】

その行動が完了したら

に✓をつける。

(1) ふれまち運営本部の立ち上げ

- ふれまち運営本部に集まったメンバーで本部を立ち上げる
- 本部に駆けつけた役員の中から総括防災リーダーを決定する
- 総括防災リーダーは集まってきたメンバーで、必要な班構成を行う
- 本部に地域の地図、防災マップを準備し、情報共有するためホワイトボードや模造紙など設置準備

※必要に応じて、バイクや自転車を使用する

(2) 情報収集・伝達

- 本部に参集する道中でも情報を集める
- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、避難情報、土砂災害警戒情報等を収集する
- 収集した情報は、有線電話、携帯電話等により、ブロック(自治会)長に伝達する
- 土砂災害の危険性が予測される場合は、避難に時間のかかる者に早期の自主避難を呼びかける。また、避難誘導が実施できるよう体制を整える(人員確保等)
- 情報収集をするとともに区役所、消防署に連絡をする

(3) 組織内の連絡体制の確保

- 情報伝達の手順や順番(誰が誰にどのように伝えるのか)をあらかじめ整理しておくこと(自治会の連絡網等)

(4) 災害時要援護者の避難誘導

- 土砂災害の危険性が予想される場合、災害時要援護者に対して、各ブロックの避難誘導班により避難誘導を実施する

(5) 資機材等の確保

- 災害発生時に備えて、防災資機材や非常食等の確保をする

2-2 風水害【災害発生直後】

(1) ふれまち運営本部による指揮

- 災害発生前と同様の方法でふれまち運営本部を立ち上げる
- 情報班は地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて各ブロックに活動内容の具体的指示(情報収集伝達・安否確認・被災者の救出救護等)を出す
- 各ブロックの活動班の人員が不足している場合は、本部から人員を派遣する

(2) ブロック毎の災害対応

- 防災活動が可能な場合は、ブロック本部に集まり、下記のような班を構成し防火活動を行う
- ブロック長(単位自治会等)は「安否確認班、救出救護班」などの対応すべき災害に応じた班を構成する

(3) 情報収集・伝達

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、避難情報、土砂災害警戒情報等を収集する
- 防災行政無線等により収集した気象情報は、有線電話、携帯電話等により、ブロック長に伝達する
- ブロック長は、携帯電話等で、各地区内の被害状況や住民の安否確認等の状況調査を指示する

(4) 安否確認

- 被災地域の安全確認を行う
- 民生・児童委員等と協力して、災害時要援護者の安否確認を行う
(災害時要援護者台帳を事前に用意していない場合は、)
※ドア等に安否確認済みの目印をつける、安否不明者宅に連絡票を張るなど区別も効果的です。

(5) 救出・救護

- 二次災害に注意しながら、ブロック単位で防災資機材等を使用し被災者を救出する
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し医療機関に搬送する

(6) 区役所や消防署への連絡

- 被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する
- 避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える

(7) 緊急避難場所・避難所の開設

- 学校関係者や区役所職員と協力して緊急避難所・避難所を開設する
- 避難者名簿を作成する

3、共通事項

【数時間後～3日（72時間）ぐらいまで】

（1）役割分担の見直し

- ふれあいのまちづくり協議会の役割の集結状況や災害の状況に応じて役割を見直す

（2）避難所の運営

- 避難所開設が必要な場合は学校関係者、区役所職員に連絡する
 - 避難所担当者を定め、下記に留意して避難所運営に協力する
 - 女性や子育て家庭への配慮
 - 福祉避難所を必要とする方について、避難所を巡回する市の保健師へ引継ぎを行う
 - 同行避難してきたペットへの配慮
- ※特に、知的や精神、発達障がい者のうち、集団生活に対応することが困難な方、透析患者やオストメイト（人工肛門など）などの内部障がい者について特別な配慮が必要であることを、他の避難者に理解していただくことが大切

（3）生活情報の収集

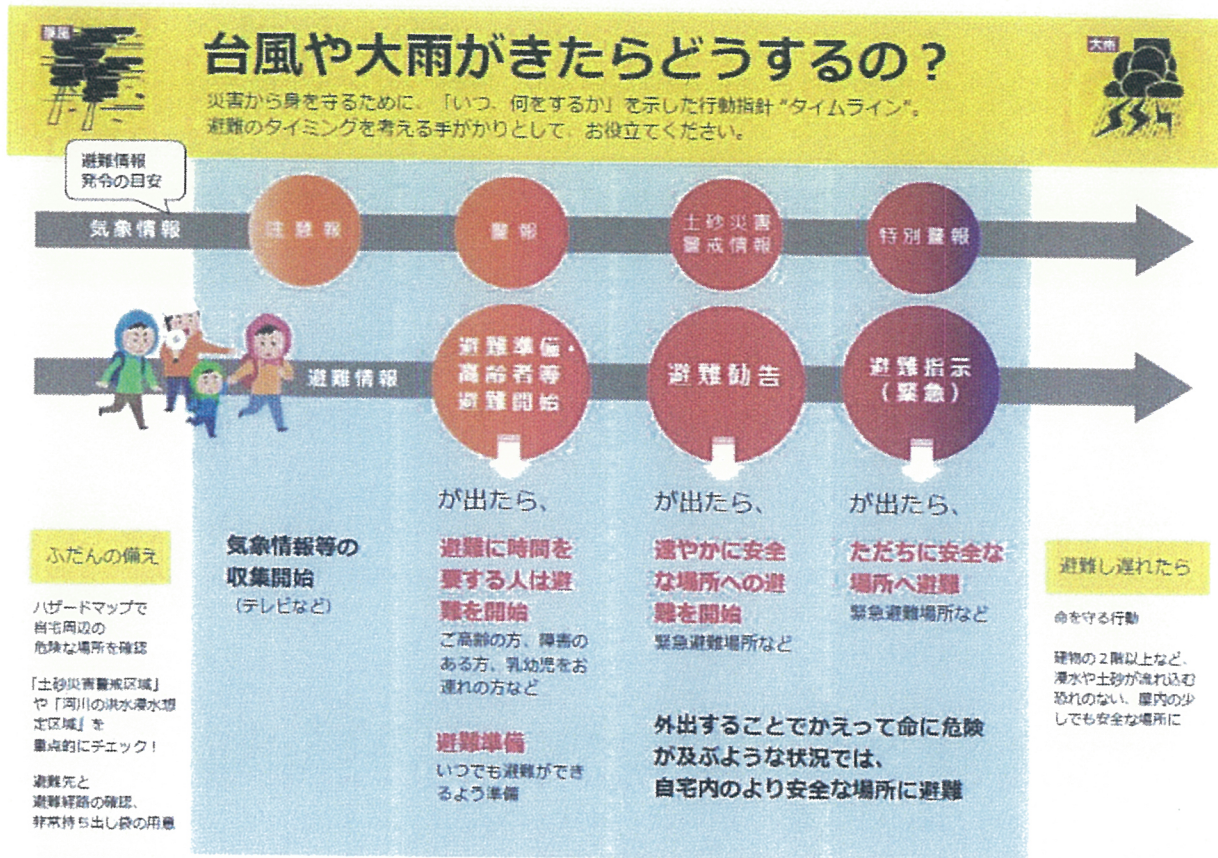
- 生活情報の収集及び住民への周知（掲示板等）

（4）防火・防犯パトロール

- パトロール班を結成し、交代で地域内のパトロールを行う、バイクや自転車など使用



【参考】



避難情報の種類	
<p>避難準備・高齢者等 避難開始</p>	<p><input type="checkbox"/> 避難に時間を要する人（ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等）とその支援者は避難を開始しましょう。</p> <p><input type="checkbox"/> その他の人は、避難の準備を整えましょう。</p>
<p>避難勧告</p>	<p><input type="checkbox"/> 速やかに避難場所へ避難をしましょう。</p> <p><input type="checkbox"/> 外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難をしましょう。</p>
<p>避難指示(緊急)</p>	<p><input type="checkbox"/> まだ避難していない人は、緊急に避難場所へ避難をしましょう。</p> <p><input type="checkbox"/> 外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難をしましょう。</p>

情報収集・伝達



- ラジオ、テレビ、防災行政無線等で地震情報等の収集を行う。
- 地域内の災害情報を把握する。

情報収集・伝達手順

1 情報収集

- (1) 収集した情報はホワイトボード等に時系列で記載する。
- (2) ラジオ等での情報収集
通信手段が確保されている場合は、ラジオ、テレビ、防災行政無線のほか、電話等も活用する。
- (3) 行政からの情報収集
各種機関へ直接連絡を取り、必要な情報を収集する。また、定期的に区役所等に出向くなどして、公開されている情報を収集する。
- (4) 各ブロックからの情報収集

2 情報伝達

情報を伝える手段として、トランジスタメガホン、広報掲示板、回覧板も効果的に活用する。

安否確認



- 安否確認情報の収集
- 安否不明者の確認
各自の持ち寄った情報を集約する。

訪問先での確認手順

- 1 外観の確認**
建物に甚大な被害がないかを確認してください。
- 2 声かけ・呼びかけ確認**
門の外側で大きな声で呼びかけ、安否を確認する。
- 3 ドアをノックする**
応答がないときは、呼びかけと一緒にドアをノックしてみてください。
- 4 庭、勝手口等の確認**
状況が把握できないときは、庭、勝手口などの確認をしてください。

救出・救護活動



- 資機材倉庫より必要な資機材を活用する
(六甲地域福祉センター・六甲山カンツリーハウス、天狗岩ヴィラ)
- 救護(応急手当)を実施する

救出・救護手順

1 被害の実態把握

- (1) 倒壊建物に取り残されている人がどのような状態か(けがの程度も含めて)確認する。
- (2) 建物の倒壊状況および内部に進入するスペースがあるかを確認する。
- (3) 二次災害が発生する危険要因がないか確認する。

2 二次災害の防止

- (1) 木片、トタン、ガラス等の軽量物を除去する。
- (2) 柱、梁等の大きな物の周辺物を除去するときは、これらの大きなものがずれたり倒壊しないようにロープ等で支持、固定する。
- (3) 火災の発生に備え、消火器や水バケツを用意する。ガスの元栓や電気ブレーカーは早期に閉止や遮断を行う。

3 要救助者の救出

- (1) 要救助者の近くまで掘り進んだ後は資機材を使わずに手作業にする。
- (2) 要救助者を無理に引き出そうとしない。

4 応急手当

出血しているときは清潔なガーゼ等で傷口を圧迫止血する。

消火活動



- 初期消火を行う
- 出火場所を確認し、消火人員を割り振る

消火活動手順

1 初期消火

- (1) 火元に近い消火用水を選定し、強風時には風上側の消火用水を使うなど風向きに注意する。
- (2) 住民と協力してバケツリレー、消火器等の有効活用をする。

2 小型動力ポンプの使用

(消火用水の選定)

- (1) 河川使用時はストレーナーを水の流れに向けて投入し、浮かび上がらないようにする。
- (2) ポンプから水面までの高低差はC級で7m以内、D級で4m以内を目安とする。

(ホースの延長要領)

- (1) 道路、建物の曲がり角では大きく曲げて、折れやねじれ、引きずりを避ける。
- (2) ホースの結合は漏水しないように確実にを行う。

(送水の時期)

- (1) ホースの延長状況や筒先担当の「放水始め」の合図があつてから送水する。
- (2) 放ロコックを開けるときは筒先の反動力を考え徐々に行う。

3 大火災からの避難

- (1) 火災が炎症拡大した場合は、風上の広い公園等の安全な場所に住民を避難誘導する。

災害時要援護者の避難支援



- 自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する
- 必要のある災害時の要援護者の避難支援を行う

避難支援のポイント

1 一人暮らし高齢者

迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認および状況把握が必要。

2 寝たきりの要介護高齢者

避難時は車いす、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要なことがある。

3 認知症の人

安否確認、状況把握、避難誘導の援助が必要。

4 視覚障がい者

音声による情報伝達や状況説明が必要。避難誘導等の援助が必要。

5 聴覚障がい者

補聴器の使用や、手話、文字、絵図等を活用した情報伝達および状況説明が必要。

6 言語障がい者

手話、筆談等によって状況を把握することが必要。

7 在宅人工呼吸器使用者

避難所での電源確保が必要。